

7日農振第199号
令和7年7月9日

都道府県
農林水産祭 担当部長
全国行事主催団体の長 } あて

公益財団法人日本農林漁業振興会
理事長 山 野 徹

農林水産大臣賞選賞審査報告書提出に関する留意事項について

農林水産祭への参加に当たっては毎回、「農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出要領について」（昭和49年8月30日付け49日農振第193号日本農林漁業振興会会長通知）（以下「提出要領」という。）に基づき、農林水産大臣賞選賞審査報告書（以下「報告書」という。）を提出いただいております。報告書は単に農林水産祭参加表彰行事の実施内容を確認するに留まらず、「農林水産祭表彰要領」（昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通達）（以下「表彰要領」という。）の9. 天皇杯等選賞中央審査の項に記載されているとおり、最終的には農林水産祭中央審査委員会において農林水産大臣賞受賞者の業績内容等を把握し、天皇杯等受賞者を選考するための基本的審査資料として、極めて重要なものになります。このため、都道府県及び主催団体におかれては、下記の点について、関係者への周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、提出いただいた報告書が、天皇杯等選賞中央審査の資料として不十分と判断された場合には、必要に応じて資料の追加提出を求めますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 天皇杯等選賞中央審査は、表彰要領9. の（4）の諸点を考慮して行われることを踏まえ、提出要領別紙様式1の記の1. の②の作成に当たっては、表彰要領9. の（4）の①から⑤までの指標、特に②の経営に関する指標（例えば、耕地面積、労働力、施設、機械、家畜、資材、生産量、販売額、生産性、資金、経営収支、共同化等のデータを示すことによって、当該経営（当該部門）が地区（地域）、都道府県或いは全国の水準に比較して、優れているか否かについて判断可能な指標）について、表彰要領7. の（3）の「経営について」の諸点から記載すること。

また、報告書や選賞審査報告書補完資料は、天皇杯等受賞者を選考するための基本的審査資料であり、受賞対象ごとの業績内容の把握が重要であることに鑑み、経営に関する指標については、可能な限り、受賞対象の実態に合った指標（例えば、受賞対象が組織の一部の部門である場合は、組織全体の指標ではなく、受賞対象の範囲内の指標）を記載すること。

2. 提出要領別記様式1の1.の①においては、表彰行事の内容（審査の基準、方法、成績、経過等）については勿論のこと、受賞者の業績概要、地域概況等についても、可能な限り詳細な情報を記述し、他の受賞者との比較審査が可能となるような資料とすること。

3. 表彰行事の企画、参加申込の段階から、これらのことを念頭におき、当該行事の開催要領や審査基準、参加者の経営概況等について、十分な報告書を作成する上で必要な資料が得られるよう準備すること。

以 上